

1	第1 甲の罪責
2	1 乙に怪我を負わせた行為
3	(1) 甲は、乙との計画に従い、乙の運転するY車後部に自
4	己の運転するX車前部を衝突させ、乙に加療約2週間の
5	頸部捻挫という「傷害」を負わせている(204条)。この点、
6	乙の同意がある。しかし、違法とは法秩序違反のことをい
7	い、保険金をだまし取るための同意は法秩序違反を解消
8	しない。したがって、違法性も阻却されない。
9	(2) 以上により、甲には乙に対する傷害罪が成立する。
10	2 Aに怪我を負わせた行為
11	(1) 甲は、Y車後部にX車前部を衝突させ、AにY車前部バ
12	ンパーを接触させ、Aを転倒させている。因果関係とは実
13	行行為の危険が現実化することをいうところ、当時、路面
14	は凍結していたため、甲の行為は、横断歩道上にいる歩
15	行者に衝突する危険性のある行為といえる。したがって、
16	甲の行為とAが加療約1か月を要する右手首骨折という
17	「傷害」を負ったこととの間に因果関係を肯定できる。
18	(2) もっとも、甲は、乙以外の者に怪我を負わせることを認
19	識していなかった。そこで、甲に傷害の故意がないのでは
20	ないかが問題となる。故意責任の本質は、反対動機を形
21	成し得たにもかかわらず、あえて当該行為を行った非難
22	可能性にある。甲は乙という「人」を傷害する認識を有し

1	ていた。前述のように、乙を傷害することは違法である。
2	したがって、人を傷害してはいけないという反対動機を形
3	成しえた。したがって、傷害の故意が認められる。
4	(3) 以上により、甲にはAに対する傷害罪が成立する。
5	3 保険会社の担当者Bに、保険料の支払を請求した行為
6	(1) 甲及び乙は、X車に付している自動車保険の保険会社
7	の担当者Bに対し、実際は発生していない乙に対する慰
8	謝料及び乙の休業損害についての保険金の支払いを請
9	求している。当該行為は、保険金を支払う権限を有する
10	担当者Bを「欺いて」、保険金という「財物を交付させ」る
11	行為といえ、詐欺罪(246条1項)の実行の着手が認め
12	られる。もともと、保険金は支払われていない。
13	(2) したがって、Bに対する詐欺罪の未遂(250条)が成立
14	する。共同正犯については後述する。
15	第2 乙の罪責
16	1 保険会社の担当者Bに、保険料の支払を請求した行為
17	(1) 乙は自己の所有するY車を用意し、怪我を負うことを承
18	諾し、医師に大げさに自覚症状を訴えて慰謝料をつり上
19	げ、甲の会社の従業員を装い休業損害の支払いを請求
20	し、報酬も三人で分配することとしていた。以上の事実関
21	係から、乙には自己の犯罪として行う意思が認められ、
22	意思の共謀があったと評価できる(60条)。

1	(2) したがって、甲と乙には詐欺未遂罪の共同正犯が成立
2	する。丙との関係については後述する。
3	2 乙自身に怪我を負わせた行為
4	乙にとっては自傷行為に該当する以上、「人」に対する行
5	為とは認められず、傷害罪は成立しない。
6	3 Aに怪我を負わせた行為
7	(1) 乙には自傷行為の認識しかない。そのため、傷害罪の
8	構成要件である「人の身体を傷害」することについての認
9	識がない。そうすると、反対動機を形成できず、故意非難
10	は認められないため、乙に傷害の故意はない。
11	(2) もっとも、甲の行為で歩行者に怪我をさせることは予見
12	できる。そのため、乙には甲の行為を中止する結果回避
13	義務が存在する。したがって、「自動車の運転上必要な
14	注意を怠り、よって人を」傷害したとして、自動車運転過
15	失傷害罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の
16	処罰に関する法律5条)が成立する。
17	(3) 甲とは人を傷つけるという点での犯罪の共同が見られ
18	るため、乙は自動車運転過失傷害罪の限度で甲との間
19	に共同正犯が成立する。
20	第3 丙の罪責
21	1 丙は計画ではX車を運転するという重要な役割を担ってお
22	り、保険金も三人の間で分配する予定であった。よって、乙

1	への傷害及び保険会社への詐欺についての正犯意思が認められ、共謀が成立する。もっとも、丙は集合場所である甲の事務所に行くのをやめ、携帯電話で「俺は抜ける」とだけ言って電話を切っている。そこで、共犯からの離脱が認められないかが問題となる。
2	2 共同正犯の一部実行全部責任の根拠は、結果に対する心理的・物理的因果性にある。そこで、これらの因果性が切断できれば、共犯からの離脱を認められると解する。
3	3 甲及び乙は、丙が計画に参加することを嫌がって連絡を絶ったものと認識している。また、丙が行うはずであったX車の運転は甲が行っており、X車は甲所有である。加えて、計画自体も甲が企てたものである。よって、丙は心理的にも物理的にも結果に因果性を及ぼしているとはいえない。
4	4 したがって、丙には何らの犯罪も成立しない。
15	第4 罪数
16	1 甲の乙とAに対する各傷害罪は社会通念上一个の行為で観念的競合の関係にある(54条1項前段)。そして、これら各傷害罪と詐欺罪の未遂は、社会通念上別個のものとして併合罪の関係にあると解する(45条前段)。
20	2 乙のAに対する自動車運転過失傷害罪と詐欺未遂罪は社会通念上別個のものとして併合罪の関係にある。
22	以上